

目次 01

第1章 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系 02

- 1-1 景観形成の基本方針 …02
- 1-2 景観誘導の体系（北九州市景観計画の構成） …03

第2章 北九州市景観計画の区域等 04

- 2-1 景観計画区域 …04
- 2-2 景観重点整備地区 …05
- 2-3 臨海部産業景観形成誘導地域 …05
- 2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域 …05
- 2-5 関門景観形成地域 …05

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 07

- 3-1 景観計画区域における行為の制限等 …07
- 3-2 景観重点整備地区における行為の制限等 …11
- 3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等 …69
- 3-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域における行為の制限等 …87
- 3-5 関門景観形成地域における行為の制限等 …93

第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項 108

- 4-1 屋外広告物の表示等に関する行為の制限 …108

第5章 公共施設の整備に関する方針 110

- 5-1 公共施設の整備方針 …110
- 5-2 景観に配慮した公共施設整備の取組方針 …110
- 5-3 景観重要公共施設の指定の方針 …111

第6章 景観上重要な建造物等の指定の方針 112

- 6-1 景観重要建造物の指定の方針 …112
- 6-2 景観重要樹木の指定の方針 …112

1章

景観計画の
位置づけ

2章

景観計画の
区域

3章

行為の
制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物
の表示等

5章

公共施設の
整備方針

6章

重要建造物
の指定方針